（下水道法施行規則の一部改正）

第四条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公共下水道に係る事業計画の記載方法等） **第四条**　法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。 一　（略） 二　法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図（第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。） 三～六　（略） （操作規則） **第四条の四**　法第七条の二第一項（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一～八　（略）	（公共下水道に係る事業計画の記載方法等） **第四条**　法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。 一　（略） （新設） 二～五　（略） （操作規則） **第四条の四**　法第七条の二第一項（法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一～八　（略）

4　（略）
一～四　（略）
一

	(い)	(ろ)
(一)～(六)　（略）		
(七)　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条の規定が適用される排水設備	特定都市河川浸水被害対策法第十条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置	配置図
	当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項	特定都市河川浸水被害対策法第十条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書

二　（略）
5～11　（略）

4　（略）
一～四　（略）
一

	(い)	(ろ)
(一)～(六)　（略）		
(七)　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条の規定が適用される排水設備	特定都市河川浸水被害対策法第八条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置	配置図
	当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項	特定都市河川浸水被害対策法第八条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書

二　（略）
5～11　（略）